

協力会社 各位 殿

現場安全衛生管理に係る個人情報の利用目的

1. 個人情報は、作業員の安全と健康を確保するために法令等により課せられている次の各号に掲げる義務を果たすためのみに利用するものとする。

- (1) 不法就労者の排除
- (2) 作業員の安全と健康の確保及び適正配置
労働基準法に係る就業制限の遵守
労働安全衛生法に係る就業制限の遵守
労働安全衛生法に係る諸安全衛生教育受講及び資格取得の確認
作業員の職業性疾病の予防、健康や体調等に合った適正配置の確認
- (3) 作業員が事故、病気、災害等があった場合の家族、親族等への連絡等の措置
- (4) 労働災害発生時の諸官公庁への届出
- (5) 労働災害発生要因分析と再発防止対策の展開

2. 上記に掲げる義務を果たすために必要な個人情報は、次に挙げるものとする。

- (1) 前記(1)においては、作業員等の氏名、国籍、在留資格
- (2) 前記(2)においては、作業員等の雇入れ時健康診断、一般定期健康診断、特殊健康診断、二次検査等の受診状況、性別、年齢
- (3) 前記(2) においては、作業員等の性別、年齢
- (4) 前記(2) においては、作業員等の免許の取得、技能講習修了状況
- (5) 前記(2) においては、作業員等の雇入れ時教育、作業内容変更時教育、時別教育、職長等教育、危険有害業務従事者安全衛生教育等の受講状況
- (6) 前記(2) においては、健康診断結果に基づく異常の所見の有無、特殊健康診断結果に基づく管理区分、職種、経験年数、体調、所有する保護具の状況、持込む機械工具の整備状況
- (7) 前記(4)においては、作業員等本人の住所、連絡する者の氏名および住所、連絡方法
- (8) 前記(5)および(6)においては、作業員等の年齢、職種、経験年数、所有資格、所属会社、注文者、過去の被災歴

3. 個人情報が記載される書類は次に定めるものとする。

- (1) 協力業者労務安全関係提出書類のなかの作業員名簿、資格証の写し等
- (2) 年少者就労報告書
- (3) 高年齢者作業報告書
- (4) 新規入場者教育実施記録
- (5) 災害速報
- (6) 災害報告書
- (7) 療養補償給付たる療養の給付請求書等の労災請求関係、死傷病報告書およびそれらの関連書類等

以 上